

# 第1章 計画の基本的な考え方

ここでは、「対馬市一般廃棄物処理基本計画」の趣旨、位置付け、計画の対象範囲、計画の構成など、計画の概要を示します。

### 第1節 計画策定の趣旨

「対馬市一般廃棄物処理基本計画」は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項、および、「対馬市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」第6条第1項の規定に基づき策定するものです。

対馬は豊かな自然、歴史、文化資源に恵まれた島ですが、対馬市（以下、「本市」という。）の人口は平成16年3月の対馬6町合併以来、減少の一途を辿っています。また、社会経済情勢の変化や国・県における廃棄物処理関連の法令などの整備や目標値の見直しなど、対馬市を取り巻く廃棄物行政は大きく変化し、地球温暖化を始めとする地球環境問題への対応なども喫緊の課題となってきています。これらの変化に対応しながら、対馬の恵まれた環境を保全し、次世代に引き継ぐためには、市民・事業者・市が一体となって自らの環境は自ら守り、より良い環境を創造していくことが必要であり、これが自立した島づくりへの一歩となります。

対馬市では、平成18年2月に平成17年度から令和元年度までの15年間の基本計画とする「対馬市一般廃棄物処理基本計画」（以下、「旧計画」という。）を策定しました。この中では、市民、事業者、市が連携し、循環型社会の形成に貢献できる取り組みについて総合的、計画的に推進するため、一般廃棄物の処理に関する方向性、施策・取り組みなどを示してきました。

しかし、対馬市のごみ処理の現状は1人1日当たりのごみ排出量が僅かながら増加傾向にあり、廃棄物の適正かつ効率的な処理を実行していくためには、将来予測を踏まえ、旧計画における廃棄物処理対策や取り組みの充実が必要な状況にあります。

また、全国的に取り組みが推進されている廃棄物の資源化について、対馬市の取り組みは国・県の目標値に達していない状況であるため、更なる資源化に向けた取り組みも求められています。

加えて、本市は、令和2年7月に内閣府より持続可能な開発目標（SDGs）達成に向けた取り組みを先導的に進めていく自治体「SDGs未来都市」に選定されました。今後は、SDGs未来都市として、「誰一人取り残さない」持続可能なまちづくりに向けた具体的な取り組みを進めるとともに、SDGsに関する普及啓発を進めていきます。

このような経緯を踏まえ、本市は令和2年度（2020年度）を初年度として令和17年度（2035年度）を目標年度とした新規15年間にわたる廃棄物行政の方向性を明確に示す新たな計画（以下、「本計画」という。）の策定を行います。また、本計画においては、5年毎に施策の見直しを行い、地域循環型社会の形成と恵まれた環境の保全に向けた新たな施策・取り組みを盛り込むこととしました。

## ■『SDGs とは？』

「持続可能な開発目標」( Sustainable Development Goals : SDGs ) は、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された国際目標です。このSDGsにおいては、“誰一人取り残さない”(leave no one behind)ことを理念として、2030年までに持続可能でより良い世界を目指し、社会が抱える問題を解決し、国際社会が明るい未来を作るために取り組む17のゴール(目標)と169のターゲットで構成されています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル(普遍的)なものであり、日本としても積極的に取り組むこととしています。生産者によって生産された「もの」ができるかぎり「ごみ」とならないように工夫し、資源ごみなど、「もの」が「資源」となる場合は、適正なリサイクルの流れによるリサイクルが促進され、リサイクルが難しい「ごみ」については、環境への負荷が少ない方法で適正に処分されることで、限りある天然資源を大切にするという考え方に基づく社会です。



このうち、特に本計画との親和性が高い分野は以下の6つで、これらを視野に入れて本計画を推進することとしています。

- ・目標6「水・衛生」：すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。
- ・目標12「持続可能な消費と生産」：持続可能な消費生産形態を確保する。
- ・目標13「気候変動」：気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。
- ・目標14「海洋資源」：持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。
- ・目標15「陸上資源」：陸上生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地劣化の阻止・回復および生物多様性損失を阻止する。
- ・目標17「実施手段」：持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

(参考：外務省資料 [https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/pdf/SDGs\\_pamphlet.pdf](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/pdf/SDGs_pamphlet.pdf) ほか)

## 第2節 計画の位置付け

### 1. 関連計画

本計画は、本市の廃棄物処理行政における最上位の計画に位置付けられ、本市における廃棄物処理の基本方針となるものです。計画の策定に際しては、「対馬市総合計画」、「対馬市環境基本計画」などの上位計画や、国や県の関連計画などと整合を図るものとします。

また、本計画に付随して「対馬市一般廃棄物実施計画」なども整備し、本計画の実践に努めることとしています。

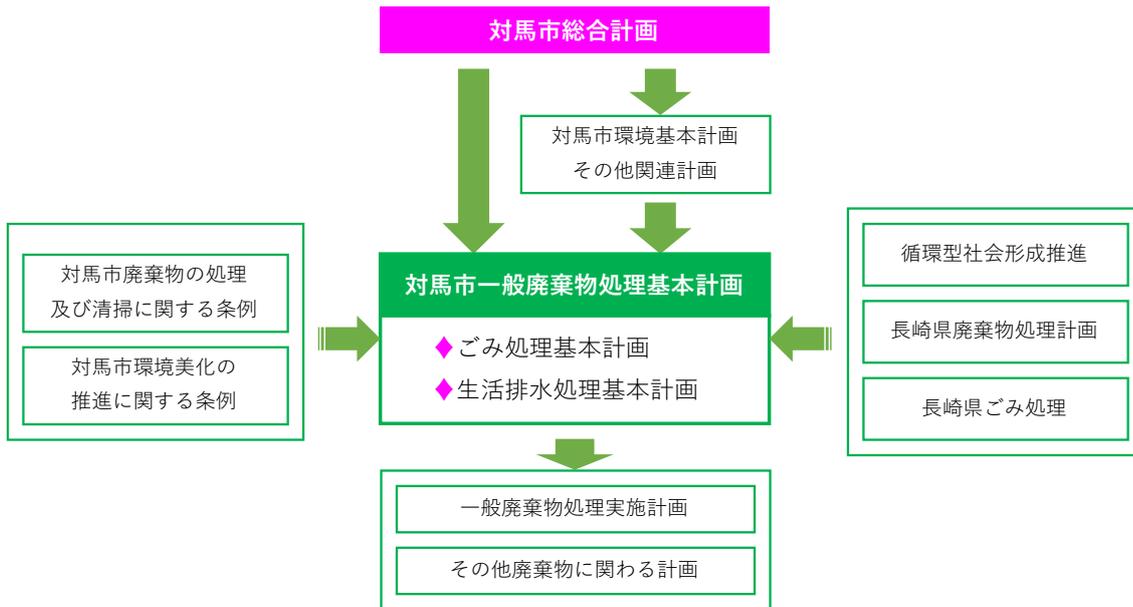


図 1-1 対馬市一般廃棄物処理基本計画と関連計画との位置付け

## 2. 廃棄物処理に関する法体系

本計画は、「環境基本法」、「循環型社会形成推進基本法」ならびに「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」、リサイクル関連の法律などの関係法令に準拠して策定するものです。

廃棄物処理やリサイクルに関する法制度の体系を以下に示します。

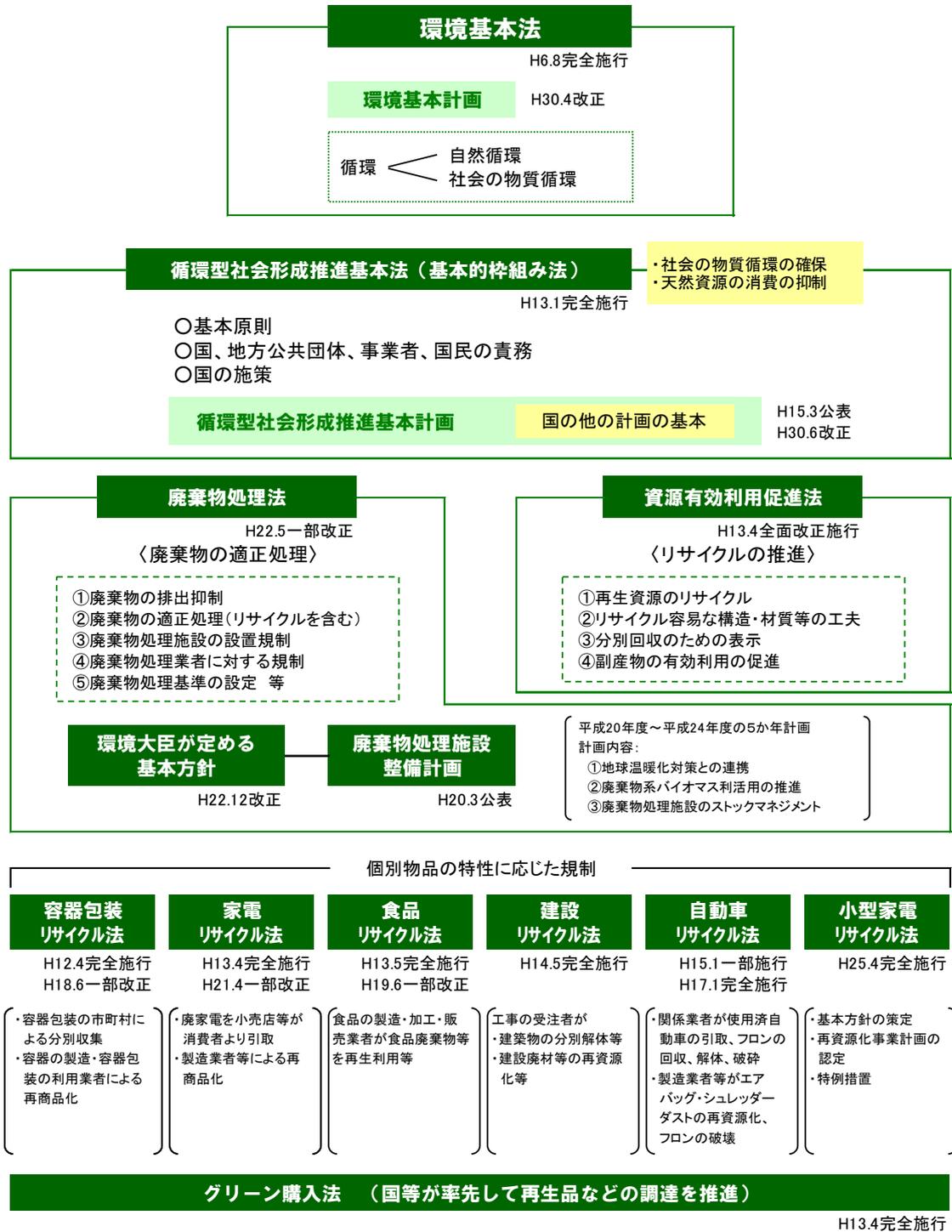


図 1-2 廃棄物処理に関する法体系

### 第3節 計画の位置付け

本計画の対象は、循環型社会形成推進基本法で定める廃棄物等（廃棄物および使用済物品等または副次的物品）のうち、市町村に処理責任がある「一般廃棄物」とします。この「一般廃棄物」は、『ごみ』と『し尿及び浄化槽汚泥』に大別されます。更に、『ごみ』は、一般家庭から排出される「家庭系ごみ」と会社等の事業所から排出される「事業系ごみ」に大別されます。

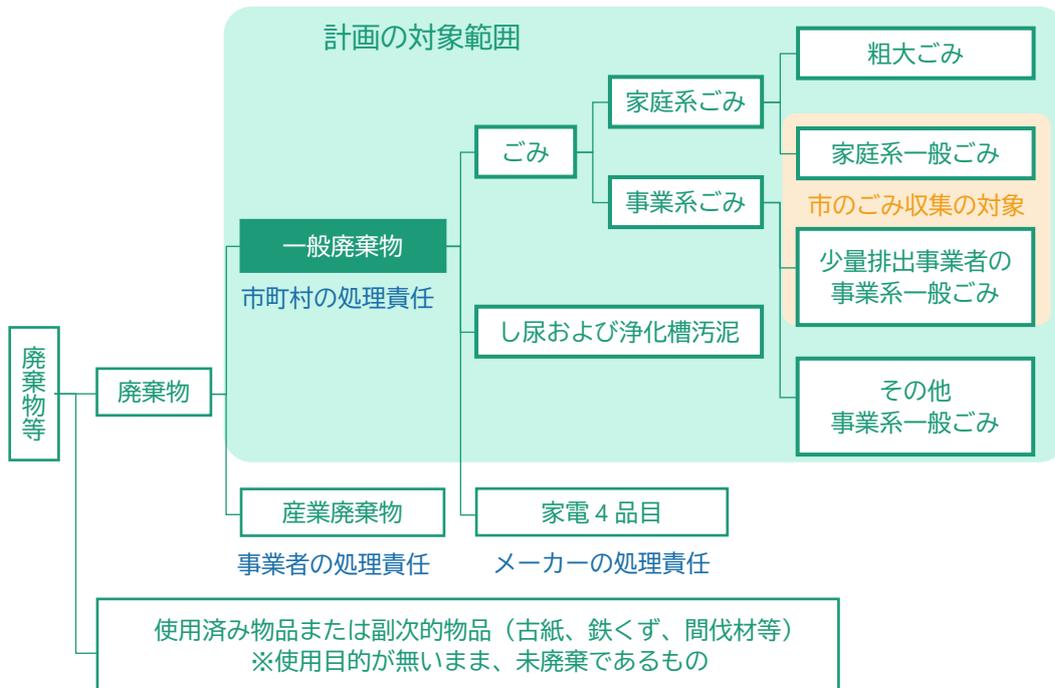


図 1-3 計画の対象

### 第4節 計画の構成

本計画は、ごみ処理に関する「ごみ処理基本計画」と、し尿・浄化槽汚泥などの生活排水処理に関する「生活排水処理基本計画」で構成されます。

「ごみ処理基本計画」では、ごみ処理の現状と課題を整理し、ごみ排出量や処理・処分量などの将来予測を行い、ごみ処理に関する基本方針を定め、ごみの減量化、資源化に関する計画および適正処理に関する計画を策定します。

「生活排水処理計画」では、生活排水処理の現状と課題を整理し、生活排水処理形態別の人口およびし尿・浄化槽汚泥量の将来予測を行い、生活排水処理に関する基本方針を定め、し尿および浄化槽汚泥の処理計画を策定します。

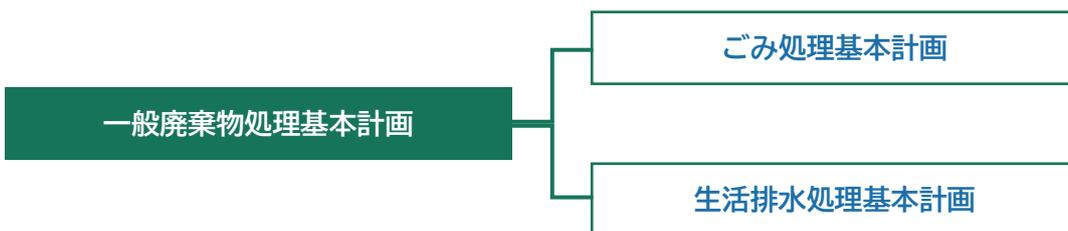


図 1-4 計画の構成

第5節 計画目標年度

本計画は、旧計画（平成17年度～令和元年度）を受け、令和2年度（2020年度）を計画策定年度および初年度とし、令和7年度および令和12年度の間目標に対して令和8年度および令和13年度に見直しを図り、令和17年度（2035年度）を目標年度とします。

本計画は、関連制度の改正や廃棄物処理を取り巻く情勢が変化した場合、および、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動が生じた場合などには、本計画で掲げた数値目標や施策の達成度や、各々の取り組みの進捗状況などを踏まえた上で見直しを行います。

また、本計画の推進を図るため、適宜各々の状況を把握するとともに、その効果などについて定期的に検討し、必要に応じ新たな対策を講じます。

なお、目標年度、見直し年度および中間目標年度の設定に当たっては、計画の指標、基となる情報である国勢調査などの実施時期、国・県が発表する関連指針・計画の見直し時期などを考慮して設定しています。



図 1-5 計画期間および見直し実施時期・目標年度

第6節 市の将来計画

「第2次対馬市総合計画」は、平成28年度に策定された10年間の計画です。前期計画の策定後5年が経過し、対馬の現状や課題を踏まえて見直され、後期計画が策定されました。

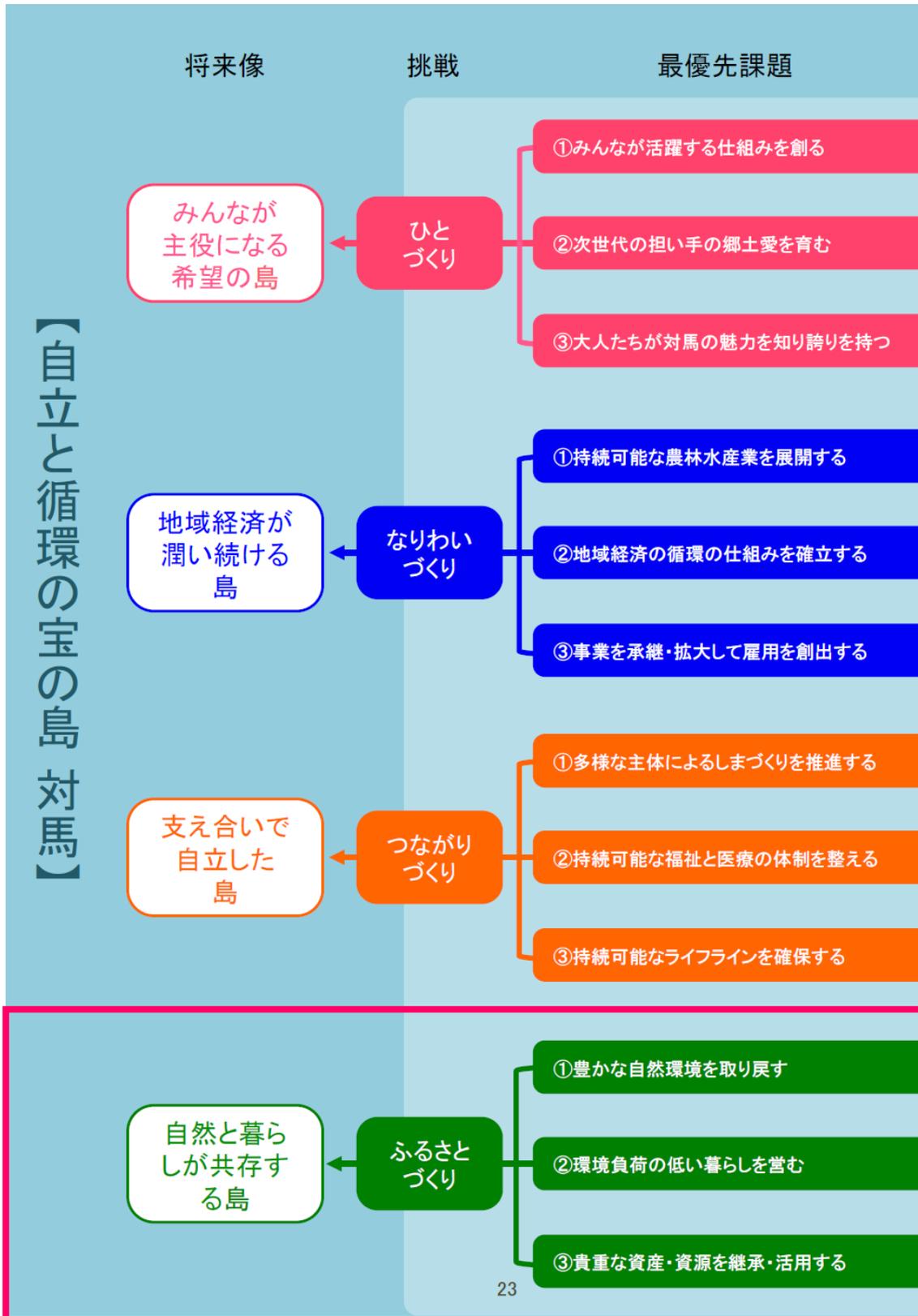


図 1-6 「第2次対馬市総合計画（後期計画）」の体系図（1）

「第2次対馬市総合計画（後期計画）」は、市民の声や思いを形にする「あるべき姿(目標)」までの道筋を示し、今後5年間で優先的に取り組む施策や事業を明確にしたものです。

図1-6 および図1-7 中の  が廃棄物処理に関わる事項です。



図 1-7 「第2次対馬市総合計画（後期計画）」の体系図（2）

また、「第2次対馬市総合計画（後期計画）」に示すごみ処理関連事項の内容は、以下のとおりです。

ふるさとづくり② 環境負荷の低い暮らしを営む

7 自然エネルギーの活用を推進する

9 産業と環境調和の発展を促す

11 気候変動に起因する災害リスクを減らす

12 つくも責任の循環を推進する

14 海の豊かさを保ちつづける

### 1)ごみの削減とリサイクルの推進

目的・目標

市民一人ひとりの環境への意識を高め、ごみのない美しい対馬を目指して、生活や産業から発生するごみの削減とリサイクルを進めるとともに、多様な主体が連携した漂流・漂着ごみの回収と発生抑制対策を強化する。

対馬市の主要な取組みと関連する事業

**1 市民のごみや資源に対する普及啓発**

- ごみのポイ捨てや不法投棄に対する啓発(警察やCATVの活用)
- 県道・市道でのボランティア清掃の開催
- 4R※の推進(省エネの推進、マイバッグ・マイカップ使用の推奨、地域主催のフリーマーケット開催の推進)
- 漂着ごみ等に係るスタディーツアーの造成

**2 生活や産業から出るごみ等の適切な処理**

- 生ごみの分別と回収率を上げるための仕組みの検討(市民のインセンティブの創出)
- 廃棄物処理施設の維持・管理
- 生ごみ処理器を設置する家庭に対する補助

**3 漂流・漂着ごみの回収と発生抑制対策**

- 対馬市海岸漂着物対策推進協議会や中間支援組織を中心に実施内容を企画・検討
- 海岸漂着物対策協議会の運営と開催による多主体連携体制の構築
- 漁業関係者とボランティアによる漂流ごみの回収清掃活動の実施
- 日韓海岸清掃イベント(ビーチクリーンアップ)の継続開催
- 漂着ごみ(流木等)の島内処分と活用の検討
- 漂着ごみ(発泡スチロールや大型ビイ)のペレット化とボイラーの燃料としての利用
- 企業との連携・誘致による回収したごみの資源化(ポリタンクのリサイクル等)の仕組みづくり
- 海ごみイベントの開催やトランクミュージアムを活用した普及啓発
- 海ごみをテーマにした国際サミット(韓国・中国・台湾・インドネシア等)の開催検討
- 大学等と連携した全島のごみの量の把握と効率的な回収方法の検討



4Rの推進

Refuse  
断る

Reduce  
減らす

Recycle  
再資源化

Reuse  
再利用

### 推進の体制・役割分担

多様な主体が連携してごみの回収と発生抑制に取り組むための体制づくり

調査・モニタリング    計画策定・事業実施    支援制度

大学・研究機関

対馬市

国・県

ごみの削減と回収、リサイクルの推進

漁協・漁師

協議会・支援組織

漂着ごみの回収    対策の検討

地域

市民

NPO・ボランティア・学生

ごみの回収    ごみの削減とリサイクル    普及啓発・回収イベント

市民

「ふるさとをきれいに！」を合言葉に4Rに取り組もう！

関連する計画

海岸漂着物対策推進行動計画  
一般廃棄物処理基本計画

行政担当課

政策企画課  
SDGs推進室  
地域づくり課  
文化交流課  
環境政策課  
農林しいたけ課  
自然共生課  
水産課

【データ】

項目	数値	【目標数値】	
		指標	
生ごみの分別協力世帯(R1)	2,010世帯	生ごみの分別協力世帯	R2: 2,100世帯 / R7: 3,000世帯
漂着ごみ回収量(R1)	7,908m <sup>3</sup>	漂着ごみ回収量	R2: 8,000m <sup>3</sup> / R7: 10,000m <sup>3</sup>
ボランティアによる漂着ごみ回収量(R1)	496m <sup>3</sup>	ボランティアによる漂着ごみ回収量	R2: 500m <sup>3</sup> / R7: 1,000m <sup>3</sup>
ボランティアツアーの開催回数	5回	ボランティアツアーの開催回数	年10回開催
島外からのスタディーツアー参加団体数	0団体	島外からのスタディーツアー参加団体数	10団体/年

2

注.   がごみ処理に関わる事項です。

図 1-8 「第2次対馬市総合計画（後期計画）」におけるごみ処理関連内容